



3.6.-3

付  
3令和 3 年 6 月 3 日  
午前・午後 10 時 34 分 受領

No. 1

議長	事務局長	係
原田	本多	少林

愛南町議会議長 原田 達也 殿

令和 3 年 6 月 2 日

愛南町議会議員 少林 法子



## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

( 答弁一括方式 )

( 答弁分割方式 )

質問の要旨	答弁を求める者
1. 福祉の更なる充実について  高齢化に伴い、本町では多様な施設やサービスの充実が図られています。移動手段の確保では、町バスやタクシー券の制度をつくり、その運用も年々改良を重ねてきています。今回、町民からの要望の多かったものについてお聞きします。これを見ると、今後の福祉には、個々の状況に寄り添った柔軟な対応が求められているように思います。  (1) タクシー券の制度では、「バス停から 300m以上」という条件があります。しかし、同じ 300mでも、個々の身体的状況によって負担は大きく違います。個々の状況を把握し、枠を広げる柔軟な対応をしていただきたいと思いますが、どのようにお考えですか。  (2) 訪問介護等に従事している方々の不足が言われています。本職は、肉体的に大変な仕事でありながら、仕事量に見合った報酬を得られないことから、資格があってもやらなかつたりやめたりする方が多いと聞きます。町が補助して、彼らの収入をアップさせることで、人材確	町長

保につなげることはできませんか。

(3) 施設入所を希望しても待機を余儀なくされている方が多くいます。しかし、介護保険事業計画（3年計画）ができていることや、今後老人の人口が減少することから、新しい施設は建てないとお聞きしています。ならば、どういう手立てを考えているかお聞かせください。

(4) 障がい者福祉について。障がいは種類、程度も様々です。就労ができるレベルの方々の進路や、重度の障がいのある方々の居場所は確保されています。しかし、その中間の、就労はできないレベルの人が一日を過ごす居場所が愛南町にはありません。そのため、家族の負担は大きくなっています。ぜひ、その手立てを考えてください。

## 2 SDG's に向けた愛南町の環境保全の取組について

町長

人類の活動が地球全体の環境を大きく変え、このままでは人類を含む全ての生物が存続の危機に陥ります。今や、SDG's（持続可能な開発目標）に向け、全ての人が行動する時だと呼ばれています。愛南町は、豊かで美しい自然を基盤として、地場産業や文化、観光業が育まれてきたため、環境保全は特に重要です。しかし、海洋プラスチックをはじめ、海岸部や山に放置された漁具の山をよく見かけます。景観保護や教育の観点からも良くありません。放置すると、劣化してマイクロプラスチックとなり、海が汚染されることになります。ぜひこの愛南町をきれいにしたいとの思いから質問します。

(1) プラスチックゴミ調査から、愛南町の海岸プラスチックの 70% が漁具であったと判明しました。これをど

う解釈し、どういう対策をとる予定ですか。

(2) 地域住民が清掃活動をする場合、町からはどんな支援をしていただけますか。

(3) 海岸部や山に放置された漁具等で、不法投棄されたものであれば、町が撤去・処分してくださっているようですが、次の二つの場合は、町はどのように考え方対応するつもりですか。

① それが、現在在住していない人の物で、その人の敷地や所有山等へ放置されている場合。

② それが、現在在住している人の物で、本来は個人が産業廃棄物処理業者へ出すべきものであるが、金銭的ゆとりがないため、所有地に放置している場合。

(4) 現代人は大量生産大量消費大量廃棄の習慣がまだ抜け切っていません。行政は、時に先頭に立って、目指すべき方向性を示すことも大切です。レジ袋有料化だけで終わらず、本格的に脱プラスチック、ごみ削減を目指す考えや計画はありませんか。

(5) 今だけ自分だけ良ければいいという風潮や、環境保全に対する意識が薄いように見受けられます。環境について、科学的な正しい理解があつて初めて環境モラルが備わります。学校のみならず、一般人や各産業人への環境教育が必要ではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

3 太陽光発電事業に係るトラブルについて

町長

愛媛新聞に7回以上にわたって関連記事が記載されました。多くの町民から「内容がよくわからない」「愛

南町民として恥ずかしい」との声を多く聞きます。一方、行政側から議員に対して3回にわたって報告や説明を受けましたが、ごく簡単な説明しかなく、最初の2回は非公開でした。新聞報道との相違点もあり、全容がつかめません。さらに、重大案件が2度起きたにもかかわらず、原因も責任も解明されておらず、今後の改善策も不明といった現状です。そこで、経緯に沿って不明な点をお聞きしたいと思います。

- (1) 2017年、第1回目のトラブルがありました。愛媛新聞では「不許可処分」、町の資料では「行政指導」と表現が食い違いますが、いずれの行為であっても、今回のやり方は行政手続条例を逸脱しており、非常に重大な問題です。その担当者は、どのような懲戒処分を受けましたか。
- (2) 2020年、ほぼ同じパターンで不許可処分が出されています。どうして重大な違反が繰り返されたのでしょうか。
- (3) 2020年の案件では、町は「全ての非が町にある」「不許可処分の理由そのものがなかった」と記載されています。では、捏造だったのか、という疑問がわきますが、いかがですか。
- (4) 愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例施行規則3条関係の同意書に「地区に対して協力金 を支払うこと」という一文があります。行政側がこの一文を入れることに警鐘を鳴らす人はいなかつたのでしょうか。

(5) 業者側は現在賠償金を提示しており、今後は双方ともに弁護士を立てて望む、と聞いています。いくらの賠償金を提示されていますか。また、今後発生するであろう弁護士料や裁判費用、賠償金は、誰が支払うのが妥当だと考えていますか。

(6) 町民は全容解明を望んでいますので、議会は調査委員会を立ち上げて調査し、全容を解明する必要があると考えます。一方、行政側は説明会を開き、町民へ説明する責任があると思いますが、考え方をお聞かせください。